



矢板市 男女共同参画計画 あいプラン

〔四期計画〕計画期間：2018～2022年度

包含する計画 ▶ 【矢板市女性活躍推進計画】 【矢板市DV防止基本計画】

男女共同参画社会とは

「誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会」であり、男女がお互いを理解しあうことで認めあい、喜びも責任も分かちあい、補いあうことができる社会です。

計画策定の趣旨

矢板市では、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）に基づき、「矢板市男女共同参画計画あいプラン」を平成15年3月に策定しました。その後、二期計画を平成20年3月に、三期計画を平成25年3月に策定し、これまで市民と行政が協力しながら、矢板市がめざす男女共同参画社会づくりに向け、各種事業に取り組んできました。

しかしながら、社会環境は変化を続けており、少子高齢化・晩婚化による人口減少、核家族化率の増加など家族形態の変化による子育て環境の多様化や介護支援の必要性の増加、男女間の様々な暴力、地域における人間関係の希薄化など、今日的課題も変化し続けています。

これらの課題を解決すべく、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより推進するために、その施策等の方向性や内容を示す「矢板市男女共同参画計画あいプラン四期計画」を策定するものです。

なお、本計画は、「女性活躍推進法」に基づく「市町村推進計画」及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村DV防止基本計画」を包含しています。

計画の推進

市の推進体制の充実

- すべての職員が男女共同参画社会の実現をめざして職務にあたるよう、職員に対する意識啓発を行うとともに、市内の推進体制の充実を図ります。また、計画の分析評価を実施し、施策の見直し・改善を図ります。

相談窓口一覧表

DV被害等に関する相談先	番号
1 警察相談専用電話	#9110
110番通報をするほど緊急性のない相談に対応するため、全国統一の相談電話です。	
2 DV相談ナビ	0570-0-55210
配偶者や恋人からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという被害者に、相談機関を案内するサービスです。	
3 女性の人権ホットライン	0570-070-810 (平日8時30分～17時15分)
女性を巡る様々な人権問題についての相談を受け付ける専用電話相談窓口です。	
4 法テラス・サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)	0570-079714 (平日9時～21時) (土曜9時～17時) IP電話は、03-6745-5601
犯罪被害にあわれた方の法的トラブルの解決に役立つ情報を紹介しています。	
5 市相談窓口 子ども課	0287-44-3600 (平日8時30分～17時)
6 県相談窓口 とちぎ男女共同参画センター	028-665-8720 (平日9時～20時) (土日9時～16時)
7 県相談窓口 とちぎ性暴力被害者サポートセンター とちエール	028-678-8200 (平日9時～17時30分) (土曜9時～12時30分)
8 民間相談窓口 認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ	028-621-9993 (平日9時～17時)
9 民間相談窓口 認定NPO法人サバイバルネット・ライフ	0285-24-5192 (平日10時～16時)

「矢板市男女共同参画計画(四期計画)」のお問い合わせ

矢板市教育委員会事務局教育部生涯学習課
電話 0287-43-6218 FAX 0287-43-4436
〒329-2165 矢板市矢板106-2
E-mail syougaiyakusyuka@city.yaita.tochigi.jp



(マタニティマーク)

第1章 計画の趣旨

1 計画の性格と役割

- (1) 矢板市がめざす男女共同参画社会の実現に向けて、市民と行政、関係機関・団体、企業等が一体となり取り組むための計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村計画です。
- (5) 国の「第4次男女共同参画基本計画」及び栃木県の「とちぎ男女共同参画プラン 四期計画」の理念、趣旨を踏まえ、市における男女共同参画行政に係る施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。

2 他の計画との関係

本計画は、「第2次21世紀矢板市総合計画」、「矢板市生涯学習推進計画四期計画」、「矢板市子ども・子育て支援事業計画」、「第4次矢板市障がい者福祉計画」、「第2期すこやか矢板21」、「矢板市あんしん・ささえあいプラン(第7期計画)」などとの整合性を図り、調和のとれたものとします。

3 計画の期間

2018年4月から2023年3月末までの5年間を計画期間とします。

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢と女性を取り巻く状況等

- (1) 社会における状況の変化

矢板市の人口は、1998年をピークに転出超過傾向が続いています。

年齢別の人口をみると、年少人口(0～14歳)・生産年齢人口(15～64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)は増加していることから、矢板市でも少子高齢化が進行していることがうかがえます。

65歳以上では、女性が男性より1,000人以上多く、高齢期は女性の割合が高くなる傾向があります。
- (2) 就業構造について

女性は30～34歳で低下し、その後上昇する“M字カーブ”を描いています。ただし、国や栃木県と比較すると女性の25～54歳で7割以上となっており、国・栃木県のそれよりも若干高い水準となっています。
- (3) 女性の参画について

矢板市の審議会等における女性委員比率をみると、25%超で推移しており、平成28年において、栃木県と比較すると低い数値ではありますが、県内市町の平均は上回っています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

少子高齢化及び人口減少傾向並びにコミュニティ活動の衰退など社会構造や社会環境が変化していることを踏まえ、次の基本目標を設定し、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができるように、

「認め合い 分かちあい 補いあう 男女共同参画社会づくり」を行います。

基本目標1	男女共同参画の環境づくり～認めあい～	
	施策の方向1	男女共同参画意識の醸成
	施策の方向2	仕事と生活の調和の推進
	施策の方向3	男女共同参画に関する教育・学習機会の充実
基本目標2	男女共同参画の促進～分かちあい～	
	施策の方向1	政策・方針決定の場への男女共同参画の促進
	施策の方向2	労働分野における男女共同参画の推進
	施策の方向3	地域活動への男女共同参画の推進
基本目標3	人権の尊重と暴力の根絶～補いあう～	
	施策の方向1	人権の尊重と健康づくりの推進
	施策の方向2	あらゆる暴力の根絶
	施策の方向3	困難等を抱える女性等への支援

目標設定指標一覧(目標:2022年度末)

基本目標1 男女共同参画の環境づくり	目標	担当課
1 男女の地位が平等になっていると感じている割合	50%	生涯学習課
2 矢板市男女共同参画計画の記事広報紙掲載回数	年2回	生涯学習課
3 市男女共同参画広報紙「ラポール」の発行回数	年2回	生涯学習課
4 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度 ※1	60%	生涯学習課
基本目標2 男女共同参画の促進	目標	担当課
1 審議会等委員に占める女性の割合	30%	各課
2 職員の管理職に占める女性の割合	30%	総務課
3 区長に占める女性の割合	10%	総務課
4 女性の教育委員の人数(定数5人)	2人	教育総務課
5 女性の農業委員の人数(定数15人)	4人	農業委員会
基本目標3 人権尊重と暴力の根絶	目標	担当課
1 配偶者等からの暴力の相談窓口の認知度 ※2	70%	子ども課
2 DV防止法の認知度 ※3	70%	子ども課
3 マタニティマークの認知度 ※4	50%	子ども課
4 子宮頸がん検診、乳がん検診受診率	40%	健康増進課
5 認知症サポーター数	2400人	高齢対策課

補足説明(認知度は、市実施のアンケート調査結果)

※1 ワーク・ライフ・バランスの意味を知っているか。 ※2 相談窓口があることを知っているか。

※3 法律の内容を知っているか。 ※4 マタニティマークの意味を知っているか。